

一定の取引のあるお客さまは
マイナンバーの届出が必要です！

届出されていない
お客さま！
マイナンバーの
届出は
お早めに！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

銀行へのマイナンバーの届出が法令で義務付けられている主な取引

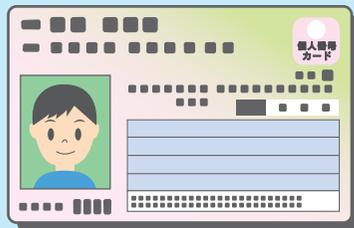


個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
- 証券取引全般（特定口座も対象）
- 外国送金（支払い・受け取りなど）
- 教育／結婚・子育て資金一括贈与
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 信託取引（金銭信託など）
- マル優・マル特

マイナンバーの届出に必要な書類

マイナンバーカード



この1枚で
OK!

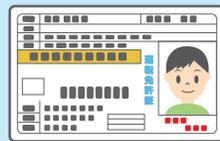


または

通知カード



運転免許証などの
本人確認書類1点※1



※1 顔写真なしの確認書類の場合は、健康保険証や住民票、年金手帳などの書類2点が必要です。



法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
- 証券取引全般
- 外国送金（支払い・受け取りなど）
- 定期預金・通知預金
- 店頭デリバティブ取引
- 信託取引（金銭信託など）

法人番号の届出に必要な書類

国税庁法人
番号公表サイトの
法人情報画面を
印刷したもの



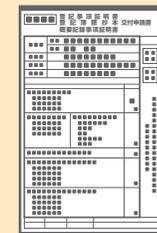
または

法人番号
指定通知書※2



+

登記事項証明書
などの
法人確認書類※3



※2 発効から6ヶ月以内のものであれば、法人確認書類は不要
※3 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など

JBA 一般社団法人
全国銀行協会

内閣府

税 国税庁

注 すでにマイナンバーを届出いただいている場合には、マル優・マル特、法人定期預金の新規取引の開始時や住所等の変更手続時などを除き、改めてマイナンバーを届け出いただく必要はありません。



マイナンバーカードの申請は とっても簡単!

マイナンバーカードは、市区町村役場で申請できるほか、PCやスマートフォンでオンライン申請もできます!しかも無料!

口座開設やパート・アルバイトの開始時など、様々な場面で身分証明書として活用できます。皆さんも、マイナンバーカードを作成してみてくださいはいかがでしょうか。

カードの申請方法
について
詳しくはこちら!



<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



マイナンバー制度について 詳しくはこちら

● マイナンバー (社会保障・税番号制度) ホームページ

<http://www.cao.go.jp/ban-gouseido/>



● 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度 (マイナンバー)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumber/info/index.htm>



● マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

※ 金融機関とのお取引に係るご質問については、お取引先の金融機関にお問い合わせください。

Q & A



〈個人・法人のお客さま〉

Q1

マイナンバーには、金融機関への届出期限があるの?

A1

法令により、2015年12月31日以前から投資信託や法人定期預金などのお取引のあるお客さまには、2019年1月1日以後最初に投資信託などの売却益・分配金、利息などの支払いを受けるときまでに、マイナンバーを届け出ることが義務付けられています。

Q2

投資信託などの取引をしていると、なぜ金融機関にマイナンバーを届け出なければならないの?

A2

法令により、お客さまには、マイナンバーの届出が義務付けられているためです。お客さまからの届出によって、行政機関における事務手続の効率化やサービスの向上などが期待されています。

Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの?

A3

マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が行政機関などにお客さまの預貯金残高などをお知らせすることはありません。

Q4

届け出たマイナンバーは何に利用するの?

A4

法令により、税務署に提出する法定書類の作成などのために利用します。また、銀行が万が一破たんした際の預貯金の円滑な払戻しや、これまでと同様、法令にもとづき、税務調査や生活保護などの資産把握の対象になった方の口座に限り、その回答を行う際などに利用します。

〈個人のお客さま〉

Q5

自分のマイナンバーがわからないんだけど、どうしたらいいの?

A5

マイナンバーは、市区町村から郵送されている通知カードに記載されています。お手元に通知カードがない場合には、各自治体にご相談ください。住民票の写しでもマイナンバーを確認できます。

〈法人のお客さま〉

Q6

登記簿謄本だけで法人番号を届け出ることはいらないの?

A6

できません。商業・法人登記簿謄本や登記事項証明書に記載されている番号は「会社法人等番号」といって、法人番号ではありません。このため、法人番号の届出時には、商業・法人登記簿謄本などの法人確認書類と一緒に、「法人番号指定通知書」などを届出ください。